

正誤表

以下の箇所に誤りがありましたので、訂正しお詫び申し上げます。なお、朱書きの部分が訂正箇所となっています。

ページ	誤	正																								
26	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">履行方法</th> <th colspan="2">代替措置の概要</th> <th rowspan="2">出力*</th> </tr> <tr> <th>発電設備等の設置場所</th> <th>電気等を利用する施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物敷地外 (オフサイト) への設置</td> <td>(1) 既存建築物又はその敷地</td> <td>市内 当該既存建築物又はその敷地 地内</td> <td rowspan="2">太陽光 : 定格出力 発電設備 : 年間発電電力量1,000kWhあたり1kW 熱供給設備: 年間熱供給量3,600MJあたり1kW</td> </tr> <tr> <td>(2) 特定開発事業に係る区域内</td> <td>市内 当該特定開発事業に係る区 域内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※定格出力の太陽光発電設備を当該中小規模特定建築物に設置したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)～(2)は、当該年度に新たに設備を設置するものに限る(R7年度に新設したものはR7年度の設置量とする)。また、第三者設置も対象とする。 ・(1) 既存建築物とは、①市内に過去に新築等をした建築物、②市内に所有する建築物などで、既に工事が完了している建築物(特定建築物を除く)。 ・(2)は条例第19条第2項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業に係る予定建築物である場合に限る。 ・その他市長が認める措置として、建物敷地外(オフサイト)に太陽光発電設備を新たに設置し、発電される電気(環境価値を有するもの)又は環境価値のみを当該中小規模特定建築物又はその敷地で利用するための措置等を代替措置とする。要件等は制度1を参照。 ・再エネ調達は、対象(代替措置)となりません。 	履行方法	代替措置の概要		出力*	発電設備等の設置場所	電気等を利用する施設	建物敷地外 (オフサイト) への設置	(1) 既存建築物又はその敷地	市内 当該既存建築物又はその敷地 地内	太陽光 : 定格出力 発電設備 : 年間発電電力量1,000kWhあたり1kW 熱供給設備: 年間熱供給量3,600MJあたり1kW	(2) 特定開発事業に係る区域内	市内 当該特定開発事業に係る区 域内	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">履行方法</th> <th colspan="2">代替措置の概要</th> <th rowspan="2">出力*</th> </tr> <tr> <th>発電設備等の設置場所</th> <th>電気等を利用する施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物敷地外 (オフサイト) への設置</td> <td>(1) 既存建築物又はその敷地</td> <td>市内 当該既存建築物又はその敷地 地内</td> <td rowspan="2">太陽光 : 定格出力 発電設備 : 年間発電電力量1,000kWhあたり1kW 熱供給設備: 年間熱供給量3,600MJあたり1kW</td> </tr> <tr> <td>(2) 特定開発事業に係る区域内</td> <td>市内 当該特定開発事業に係る区 域内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※定格出力の太陽光発電設備を当該中小規模特定建築物に設置したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)～(2)は、当該年度に新たに設備を設置するものに限る(R7年度に新設したものはR7年度の設置量とする)。また、第三者設置も対象とする。 ・(1) 既存建築物とは、①市内に過去に新築等をした建築物、②市内に所有する建築物などで、既に工事が完了している建築物(特定建築物を除く)。 ・(2)は条例第19条第1項又は第2項の規定により開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した事業に係る予定建築物である場合に限る。 ・その他市長が認める措置として、建物敷地外(オフサイト)に太陽光発電設備を新たに設置し、発電される電気(環境価値を有するもの)又は環境価値のみを当該中小規模特定建築物又はその敷地で利用するための措置等を代替措置とする。要件等は制度1を参照。 ・再エネ調達は、対象(代替措置)となりません。 	履行方法	代替措置の概要		出力*	発電設備等の設置場所	電気等を利用する施設	建物敷地外 (オフサイト) への設置	(1) 既存建築物又はその敷地	市内 当該既存建築物又はその敷地 地内	太陽光 : 定格出力 発電設備 : 年間発電電力量1,000kWhあたり1kW 熱供給設備: 年間熱供給量3,600MJあたり1kW	(2) 特定開発事業に係る区域内	市内 当該特定開発事業に係る区 域内
履行方法	代替措置の概要		出力*																							
	発電設備等の設置場所	電気等を利用する施設																								
建物敷地外 (オフサイト) への設置	(1) 既存建築物又はその敷地	市内 当該既存建築物又はその敷地 地内	太陽光 : 定格出力 発電設備 : 年間発電電力量1,000kWhあたり1kW 熱供給設備: 年間熱供給量3,600MJあたり1kW																							
	(2) 特定開発事業に係る区域内	市内 当該特定開発事業に係る区 域内																								
履行方法	代替措置の概要		出力*																							
	発電設備等の設置場所	電気等を利用する施設																								
建物敷地外 (オフサイト) への設置	(1) 既存建築物又はその敷地	市内 当該既存建築物又はその敷地 地内	太陽光 : 定格出力 発電設備 : 年間発電電力量1,000kWhあたり1kW 熱供給設備: 年間熱供給量3,600MJあたり1kW																							
	(2) 特定開発事業に係る区域内	市内 当該特定開発事業に係る区 域内																								